

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
1 子育てをみんなで支えるまちづくり										
1 子育て家庭への支援										
(1) 子育て支援サービスの充実										
	①地域子育て支援センターの設置拡大	保育所等における地域子育て支援センターとしての役割をさらに促進するとともに、地域のつながりの希薄化による子育ての孤立・孤独を防ぐため、育児相談・指導の充実を図ります。	B	市内保育園(所)において、地域の子育て世帯を対象に園庭開放を開催し、参加者との交流を図った。	【市内保育所 12か所】施設を体験してもらうことで、保護者の保育に対する不安等を解消することができた。(各施設、毎月複数回開催)	地域のつながりの希薄化による孤立を防ぐため、子育て世帯に対する更なる事業内容の周知が必要。	継続	市LINE等を活用し、当該事業の周知に努めるとともに、交流の中で悩み等を抱える保護者に対して、いつでも相談等に応じることのできる体制を整える。	福祉課	
	②子育て世代包括支援センターの充実	平成31年4月、子育て世代包括支援センターの基本型を福祉課に、母子保健型の「なないろ」を健康管理課に開設しました。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対してセンターに配置する子育て支援員や専門職が様々な支援のコーディネートを行います。	B	会計年度任用職員の助産師を増員し、全初妊婦へ妊娠後期の面接の実施、その他の妊婦へも電話かけを継続実施した。また、不定期だが、ケース会議を実施し、職員間の情報共有や支援方針の検討を実施した。	プラン作成数: 延108人 随時相談数: 79人 ※令和6年1月末	今後、相談者や要支援者の増加や、より専門的な相談の増加が予想されることから、専門職のマンパワーの増員の必要がある。	継続	引き続き、伴走型相談支援として、個々に寄り添った、より専門的で、丁寧な相談を実施していく。	健康管理課	
			B	・保護者の希望、その児童の養育の状況及び必要な支援の内容その他の事情を勘案し、保護者が最も適切な子育てができるよう、相談に応じ、必要な助言を行った。 ・ひとり親世帯に対する支援として、生理用品の無償配布を実施した。	・母子保健型「なないろ」と情報を共有し、妊娠期から子育て期にわたる支援を行うことができた。 ・令和5年度 生理用品配布状況(延べ) [本庁]119世帯(138セット) [支所] 19世帯(27セット)	様々な支援のコーディネートを行う支援員や専門職の育成が必要。	継続	相談者に応じた、子育て支援サービスの利用支援・サポートを行う。	福祉課	
	③子育て情報マップの作成・配布	各種の子育て支援情報をコンパクトにまとめた「匠瑛市子育てガイドマップ」を母子健康手帳交付時等に配布し、情報の周知と子育ての不安や負担の軽減に努めます。	B	情報提供をすることで、周知を図ることができた。	情報提供をすることで、周知を図ることができた。	今後も継続して、ガイドマップ作成に係る情報の収集と整理に努める。	継続	ガイドマップ作成のための情報提供を行う。	学校教育課	
			B	妊娠届出時や転入者との面接時に必要に応じて配付した。	子育てに関する情報周知につながった。	在庫数が限られているため、全数への配付には至っていない。	継続	引き続き、子育てに関する情報周知のために必要な方に配布していく。	健康管理課	
			B	令和4年度に作成した「匠瑛市子育てガイドブック(2023年度版)」を市内公共施設に配架し、情報の周知に努めた。	転入・妊娠等で手続きに来る来庁者に対し、当該ガイドマップを配布することで、新たな子育て支援情報等の周知を図ることができた。	可能な限り新しい情報を提供できるよう、当該ガイドブックに係る定期的な内容更新が必要。	継続	相談等により、必要な来庁者に対し、当該ガイドマップの配布を継続する。	福祉課	
	④地域子育て支援拠点事業の充実	野栄福祉センター内及び旧八日市場幼稚園米倉分園内のつどいの広場や、あかしあこども園で実施している地域子育て支援拠点事業の内容の充実を図り、より多くの子育てをしている親子の利用を促進し、子育ての不安感の緩和、安心な子育てができる環境づくりを推進します。	B	広報、ホームページ等各種媒体を活用し、つどいの広場等地域子育て支援拠点事業の周知を図った。	【つどいの広場利用状況】 ・「つくし」→年間累計2,770人(日平均: 18.7人) ・「たんぽぽ」→年間累計4,024人(日平均: 24.2人)	子育て中の親子が自由に集い、遊びや情報交換ができる場所として、更なる周知が必要。	継続	引き続き、子育ての不安感の緩和、安心な子育てができる環境づくりを推進していく。(R6年度から、つどいの広場の利用時間を16時から17時まで延長。)	福祉課	
	⑤子育てサークルの支援	乳幼児健診や講習会、つどいの広場等に参加した保護者にサークル活動の勧奨をする等の子育てサークルの活動支援等を行い、SNSを活用した子育て世帯のネットワークにも対応した保護者の自主的活動の支援に努めます。	C	つどいの広場を通じて、子育てサークル等の活動の場を提供し、併せて子育てに係る相談・助言・指導等を行った。	子育て中の保護者のために、仲間作りや集える場所の提供を行っているが、子育てサークルの設置には至っていない。	情報化社会により、市民個々のネットワークの中で活動がしやすくなっていることから、行政機関を通じた利用はされにくい傾向がある。	縮小	サークル活動にこだわらず、保護者への自主的活動支援に努める。	福祉課	
	⑥一時預かりの拡充	保育所等を利用していない家庭における保護者の育児疲れ解消、疾病や災害等による一時的な保育需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備します。	B	家庭において一時的に保育することが困難となった乳幼児について、主として昼の間に保育所等で一時的な預かりを行っている。	【一時保育実施状況】 ・市内私立保育園(所)において実施。 ・利用料金 200~300円 ・食事代 300円	潜在的なニーズの有無の把握及び事業実施に係る市民周知の拡大。	継続	引き続き全ての利用希望者が利用できるように取り組んでいく。	福祉課	
(2) 保育等サービスの充実										
	①延長保育	保護者の利便性向上を図るため、多様な就労形態に対応可能な延長保育をめざし、子育てと仕事が両立できるよう努めます。	B	保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日・利用時間以外において、既存保育所等で実施している。	保護者の勤務時間により必要な保育を提供することができた。	潜在的なニーズの有無の把握及び事業実施に係る市民周知の拡大。	継続	引き続き、保育の必要性のある子どもについて、通常の利用日・利用時間以外において、既存保育所等で実施する。	福祉課	
	③乳幼児保育	安定的に乳幼児保育を実施するため、保育士の確保や年度途中入所のニーズに対応できるよう受け入れ体制等の充実を図ります。	C	福祉課と保育所等が連携を図り、年度途中の入所ニーズの対応を行った。	年度途中の保育ニーズに対して、必要な保育を概ね提供することができた。	ニーズ量に見合う保育士の確保。	継続	ニーズ量に見合う保育士を確保に努める。	福祉課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	④障害児保育等の充実	障害のある子どもの保育等に対応できるよう、教員及び保育士の研修会への参加を促し、一人ひとりの発達や障害の状態に応じ適切に対応できる人材の確保に努めます。	B	特別支援教育推進事業による巡回相談での指導助言を行ったり、研修会や講演会等の紹介を行った。	巡回相談での指導・助言を行うことにより、一人一人に合った指導をすることができた。	今後も研修への参加の呼びかけを積極的に行うことと、巡回相談をさらに周知していく必要がある。	継続	今後も研修への参加を呼びかけ、巡回相談を行う。更に一人一人に合った指導をできるようにする。	学校教育課	
			B	マザーズホームにおいて公開療育を実施し、現場保育士と療育内容等について研修、情報交換等を行った。	マザーズホーム利用児の特性にあった対応が理解できることから、今後の保育に役立つことにつながった。 (公開療育:5月、10月に開催)	利用児の成長に合わせた特性を理解し、対応して行くことが必要であることから、継続した研修が必要。(※周知も含めて)	継続	保育士の継続した公開療育への参加。	福祉課	
	⑤病児・病後児保育	病児にかかっている児童や回復してきている児童の保育を推進し、仕事等の都合により家庭で保育することが困難な保護者の負担軽減を図るため、病児・病後児保育の早期実施を推進します。	B	今年度から市内事業者による病児・病後児保育事業が実施され、子供が病気の際に自宅での保育が困難な家庭への対応が図れた。	【R5実績】 ・病児 204人(延べ) ・病後児 84人(延べ)	当該事業については、事業者に対して市から補助金を交付していることから、事業内容及び実績等を定期的に把握しておく必要がある。	継続	引き続き、実施事業者との連携を図るとともに、併せて当該事業の実施を予定している九十九里ホームとも情報を共有しながら、交渉していく。	福祉課	
	⑥医療的ケア保育	平成31年3月から公立保育所に看護師を配置して、医療的ケア保育を開始しました。日常生活の上で医療的ケアを必要としている子どもの保育ニーズに対応します。	B	吉田保育所に看護師を配置して、医療的ケア保育を開始しており、必要としている保育ニーズに対応している。	今年度も、医療的ケア対象児童は在籍していませんでしたが、医療的ケア終了児童及び心疾患児童を中心に対応した。	個別のケアにきめ細かく対応できるよう、子どもや家庭の状況を深く把握し、理解する体制を向上させていくことが必要である。	継続	子ども病状に応じた保育を実施し、児童及び保護者のニーズに対応していく。	福祉課	
	⑦保育所等の子育て支援機能の充実	保育所等において、子育てサークルの育成や情報提供、園庭開放による遊び場の提供等、子育て支援機能の充実に努めます。	B	吉田保育所に看護師を配置して、医療的ケア保育を開始しており、必要としている保育ニーズに対応している。	今年度も、医療的ケア対象児童は在籍していませんでしたが、医療的ケア終了児童及び心疾患児童を中心に対応した。	個別のケアにきめ細かく対応できるよう、子どもや家庭の状況を深く把握し、理解する体制を向上させていくことが必要である。	継続	子ども病状に応じた保育を実施し、児童及び保護者のニーズに対応していく。	福祉課	
	⑧幼稚園の子育て支援機能の充実	幼稚園における預かり保育、未就園児教室、交流教育等の充実に努めます。	B	預かり保育を実施した。	長期休業中の預かり保育を実施し、保育の充実に努めた。	園児数が利用定員を大きく割り込んでいる状況が続いている。	継続	今後も継続して、長期休業中の預かり保育を実施する。	学校教育課	
	⑨幼保連携の充実	教育と保育を一体的に行い、幼稚園と保育所等の機能や特長に合わせた幼保連携の充実に努めます。	C	今後も研修への参加を呼びかけ、巡回相談を行う。更に一人一人に合った指導をできるようにする。	近隣の状況を調査し、本市の公立幼稚園・保育所のあり方について検討した。	公立保育所、公立幼稚園において入園児童が利用定員を大きく割り込んでいる状況が続いている。	継続	公立保育所・幼稚園の在り方の検討、幼保連携について検討する。	学校教育課	
			B	公立幼稚園と保育所の相互交流を実施した。(八日市場幼稚園・保育所)	【R5交流実績】 ・年2回実施(9月、2月)	双方の年間行事計画を考慮した日程調整が必要。	継続	今後も継続した相互交流を実施する。	福祉課	
	⑩保育施設・設備の充実	保育施設(幼稚園等を含む)については、防災(耐震)、防犯、バリアフリー等の観点から、機能の維持・充実に努めます。	B	バリアフリー化(スロープ・多機能トイレ)が必要な施設の調査を実施した。	施設の実態調査によって、未整備施設の洗い出しを行い、簡易的な整備計画を策定した。	施設の築年数が20年を超えており、電気設備や機械設備に劣化が見られることから、施設の長寿命化に努めるとともに、不足している機能の充実に努める必要がある。	継続	国が整備目標としている令和7年度までに、施設のバリアフリー化に努める。	学校教育課	
			C	機能維持に努めており、今年度は各施設において、緊急通報装置の動作確認を実施した。	機能は概ね維持されているが、設備の故障等を含め、点検を行うことができた。	建物等の老朽化が進んでいる。	継続	計画的に機能を維持できるように努めていく。	福祉課	
⑪放課後児童クラブ・放課後子ども教室の充実	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業の終了した放課後の生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行い、児童の健全な育成を図ります。また、指導を行う人材の確保にも努めます。	B	余剰教室等を活用し、また会計年度任用職員を増員し、期間内に申し込みのあった児童すべての受入を行った。	登録児童数:518名 ※2月末 待機児童数:3名(八日市場児童クラブ)	期間内に申し込みのあった児童については全て受入を行っているが、定員を大幅に超えているため、児童の安全確保が難しいクラブがある。 人員・場所の確保も難しい状況であるが、施設数や受託料の見直しが必要である。	継続	計画的に機能を維持できるように努めていく。	学校教育課		
(3)小児医療の充実										
①小児救急医療体制の整備	医師会や近隣病院との連携の強化を促進し、小児救急医療体制の整備に努めます。	B	旭匠瑳医師会に委託して実施。救急医療当番医制事業において確保している。	R5 実績集計中のため未確定	夜間診療など更なる医療体制の充実が求められている。	継続	更なる体制の充実に努める。	健康管理課		
②子ども医療費助成事業	0歳から高校生世代までの子どもの医療費を助成します。	B	受給券を交付し、医療費を助成した。	入院、通院、調剤の保険診療医療費の一部負担金助成を行った。	自治体ごとに助成内容が異なる。	継続	引き続き、給付を行う。	健康管理課		
③未熟児養育医療給付事業	母子保健法に基づき、病院又は診療所に入院する必要がある未熟児に対し、養育に必要な医療の給付又は養育医療費の支給を行います。	B	医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療を給付することにより、生命の保護及び健康の増進を図った。	給付を決定した場合には、医療券を交付し養育医療費の給付を行った。	受給券の利便性向上の為に、手続きの簡素化が求められる。	継続	引き続き、給付を行う。	健康管理課		
④休日在宅当番医制事業	地域住民の健全と安全を守るため、休日における在宅当番医による急病患者の対応に努めます。	B	医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療を給付することにより、生命の保護及び健康の増進を図った。	給付を決定した場合には、医療券を交付し養育医療費の給付を行った。	受給券の利便性向上の為に、手続きの簡素化が求められる。	継続	引き続き、給付を行う。	健康管理課		

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
(4)障害のある子どもへの支援										
	②障害児の幼児教育の充実	満3歳以上の障害児で、幼稚園で行う集団活動が可能な幼児については、幼稚園において受け入れを行い、幼児教育の充実を図ります。	B	巡回相談を行うことで、障害のある幼児であっても適切な支援が受けられるようになった。	巡回相談を行うことで、障害のある幼児であっても適切な支援が受けられるようになった。	園児の実態に応じて適切な支援が受けられるように、研修を周知する必要がある。	継続	園児の実態に応じて適切な支援が受けられるように、研修を周知するよう努める。	学校教育課	
	③早期発見体制の強化	子育て世代包括支援センターを拠点として母子保健事業や保育所、幼稚園等と連携し、子どもの障害や発達・育育の問題の早期発見体制の強化を図ります。	B	乳幼児健診や各相談等から、医療機関の受診や心理発達相談員の相談へつなげた。また、保育所等に健康カレンダー(乳幼児健診日程)や乳幼児健康相談、発達相談等のちらしを配布した。	各事業や随時の相談から心理発達相談員の相談につながっている。また、保育所等との連携で療育機関の利用につながった。	早期発見をしても未だ保護者の理解、障害の受容状況により、受診や相談等につながらない場合がある。	継続	引き続き、各事業で、確実なスクリーニングを実施していく。また、保育所等にちらしを配布し、連携していく。	健康管理課	
B			特別支援教育推進事業に係る担当者とともに、市内全幼稚園・保育所(園)の施設訪問を行い、状況の把握に努めた。	市内全幼稚園・保育所(園)の施設訪問を行うことで、発達・育育に困難さをもつ幼児の把握ができた。	限られた時間での訪問であり、他の課との連携が必要である。	継続	福祉課や健康管理課、匠瑛市児童発達センターマザーズホームとの連携により、より早い段階での発見に努められるようにする。	学校教育課		
B			センターにおいて幼稚園や保育所等の利用支援を実施している中で、障害や発達の問題等に対して、必要に応じて健康管理課等と連携し支援を行っている。	早期発見体制の強化が図られている。	関係施設と日頃から情報交換等を行い、円滑な連携が図れる体制を構築することが必要である。	継続	引き続き、健康管理課、保育所、幼稚園等の関係施設と連携し支援を行う。	福祉課		
	④フォロー体制の整備	発達支援が必要な子どもに対して、心理発達相談員等による専門的な相談を行い、必要に応じて匠瑛市マザーズホームと連携し支援を行います。	B	必要に応じて、保育所等やマザーズホームと、電話や手紙等で連携を行った。	発達相談:46回 相談延件数:142件 ※令和6年2月末	専門性の高い相談が多いため、相談内容を充実させていく必要がある。	継続	引き続き、心理士による相談を有効活用していく。また、必要時、保育所等やマザーズホームと連携し支援を展開していく。	健康管理課	
B			センターにおいて幼稚園や保育所等の利用支援を実施している中で、障害や発達の問題等に対して、必要に応じて健康管理課等と連携し支援を行っている。	早期発見体制の強化が図られている。	関係施設と日頃から情報交換等を行い、円滑な連携が図れる体制を構築することが必要である。	継続	引き続き、健康管理課、保育所、幼稚園等の関係施設と連携し支援を行う。	福祉課		
	⑤療育体制の整備	心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、匠瑛市マザーズホームを通して発達支援に努めるとともに、指導員のスキルアップ、相談体制の充実を図ります。また、地域の中核的な療育支援施設として匠瑛市マザーズホームの児童発達支援センター化を推進します。	B	今年度から児童発達支援センターとして事業を実施した。	心身の発達、機能回復訓練、集団生活への適応等、発達支援に努めた。	センター化により、今後も質の高い地域の中核的な療育支援施設として事業を継続していくことが求められる。	継続	施設の有する専門機能を活かし、地域の障害児や家族への相談、障害児を預かる施設への援助・助言を行っていく。	福祉課	
	⑥就学指導の充実	関係機関との連携により対象児の把握・保護者の意向を聴取し、教育支援委員会会議に諮り、本人と保護者の意思を最大限尊重した就学指導に努めます。	B	匠瑛市教育支援委員会を年2回開催し、適切な就学に向けて、各専門家の意見を伺いながら就学指導を進めてきた。	施設訪問や関係機関との連携により、対象児の把握や保護者の意向を早めに把握することにより、就学相談を計画的に進めることができた。	心身障害児への適切な就学指導に向けて、審議件数の増加に伴った会議の形態の検討が必要になってくる。	継続	関係機関と連携を図り、心身障害児の就学相談に対して本人と保護者の合意形成を行い図りながら就学指導を進めていく。	学校教育課	
	⑦教員の研修と相談機能の充実	学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等に対する理解を深めるため、教員研修の充実を図ります。	B	研修については、経験年数ごとに一般研修と初級者(6年未満)研修に分けて実施することができた。	一般研修・初級者研修を行うことにより、心理検査の検査の方法等に対する理解をより深めることができた。	経験の浅い担当教員が増加している。指導法や検査方法、保護者対応等の研修が必要になってくる。	継続	指導の充実にむけて、特別支援担当教員の現状を把握し、必要な研修を計画的に行っていく。	学校教育課	
	⑧特別支援教育就学奨励費の支給	小・中学校の特別支援学級に在籍している子どもに関して、保護者の経済的負担を軽減するために特別支援教育就学奨励費を支給します。	B	対象費目についての助成を行い、保護者の経済的負担を軽減した。	特別支援学級在籍児童生徒の保護者に対し、経済的負担が軽減することで、特別支援教育の充実をはかることができた。	全体の児童生徒数は減少傾向にあるものの、特別支援学級在籍者は年々増加している。	継続	対象費目についての助成を行い、保護者の経済的負担を軽減する。	学校教育課	
	⑨障害児に対する助成	障害児福祉手当、特別児童扶養手当等、障害の程度や所得要件等に応じて適切に支給を図ります。	B	療育手帳や身体障害者手帳交付(更新)時に手当制度について説明を行った。	令和6年3月末現在 障害児福祉手当受給者 19名 特別児童扶養手当受給者 63名	必要な情報や支援を提案できるよう、各制度について熟知することや職員間での連携が必要である。	継続	療育手帳や身体障害者手帳交付(更新)時に手当制度について説明を行う。	福祉課	
	⑩保育所等心理発達巡回相談	心理発達相談員が保育所等を巡回し、児童の心理発達、行動分析、保育士へのアドバイスによるスキルアップ等を行い、適切な保育の推進を図ります。	B	心理発達相談員が各保育所(園)ごとに年2回アドバイス等を行い、適切な保育の推進を図っている。	適切な保育の推進が図られた。 ・各施設、前期×1回、後期×1回。 ・12施設×2回 合計24回実施	年々対応ケースは増えているが、相談員は1名であるため、個々の内容を精査する必要がある。	継続	今後も適切な保育を推進していく。	福祉課	
2 子育てを地域で支える意識・体制づくり										
(1)地域ぐるみの子育て支援意識の醸成										
	①地域ぐるみの意識の醸成	広報、ホームページ及び各種媒体を活用し、地域ぐるみの子育て支援の意識啓発活動を進めます。	B	広報、ホームページ及び各種媒体を活用し、地域ぐるみによる子育て意識の向上を図った。	子育て支援サイトを中心に、必要な情報提供を行うことで、子育て意識の向上が図られた。	市民の行動範囲の広がっているため、身近な地域の魅力を再発信し伝える工夫が必要である。	継続	広報、ホームページに加え、今年度から開始したLINE等も活用しながら、子育て意識の向上を図っていく。	福祉課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	②民生委員・児童委員の活動の周知	子育てについての相談、子どもの見守り、児童相談所への窓口等、地域における民生委員・児童委員の活動内容について周知を図ります。	B	広報、ホームページ及び各種媒体を活用し、地域における民生委員・児童委員の活動内容について周知を図った。	地域における民生委員・児童委員の活動内容について周知が図られた。	地域によって、民生委員・児童委員との連携の地域差があるため、市内全体での底上げが必要である。	継続	地域における民生委員・児童委員の活動内容について周知を図っていく。	福祉課	
	(2)地域における子育て支援のネットワークづくり									
	①子ども会活動の支援	子ども会関係者との連絡を密にして、互いに協力しあい、子ども会活動の発展を図ります。また、子ども会運営の後継者の育成にも努めます。	B	市内各子ども会の運営支援、連絡調整、市・東総・県子ども会行事への参加呼びかけ	各子ども会活動が自主的に運営できるよう、支援することができた。	休会する子ども会が増えている。子ども会を運営する育成者が少なくなっている。ジュニアリーダーが少なくなっている。	継続	市子連と各子ども会の連携、子ども会運営の後継者の育成。	生涯学習課	
	②PTA活動の支援	幼稚園・小学校・中学校のPTAが連携し、教育進展に寄与する事業を支援します。また、市との教育懇談の機会も設けていきます。	C	市PTA連絡協議会へ補助金を交付し、活動を支援した。また、市との教育懇談の機会も設けている。	コロナ禍でPTAバレーボール大会等は中止となったが、感染症対策を講じ、市との教育懇談の機会は設けることができた。	市PTA連絡協議会からの要望に対応していくための調整や財源確保が難しい。	継続	市PTA連絡協議会の主体的な活動を支援し、市との教育懇談の機会も設けていく。	生涯学習課	
	③スポーツ活動の支援	スポーツ少年団等のスポーツ団体と連携し、スポーツに関する指導及び助言を行い、スポーツ活動を支援します。	B	市及びスポーツ少年団主催のスポーツ大会を実施した。	市民体育大会、スポーツ少年団春季野球大会、少年少女サッカー大会、少年少女剣道大会、ニュースポーツ大会を実施した。	学校部活動チームの減少がみられる。	継続	今後も各スポーツ団体と連携し、スポーツ活動の維持増加を図る。	生涯学習課	
	④子育てボランティアの育成支援	地域における子育てボランティア活動や人材育成の支援をするとともに、ボランティア活動の紹介及びボランティア間の交流を支援します。	C	市民のボランティア活動への参加の機会を広げるため、「匠環地域活動団体登録要綱」に基づき、地域活動団体の紹介等を行うとともに、「市民提案型事業助成金」制度により、地域活動団体の設立や活動支援の環境整備を図った。	登録団体数20団体→21団体	子育てボランティアに関する団体の登録が無いため、子育て支援担当課と連携した情報共有及び登録の促進が必要である。	継続	子育てボランティア団体に関する情報の収集及び子育て支援担当課との連携を強化し、ネットワークの強化を図る。	環境生活課	
			C	新型コロナの影響等を含めた諸般の事情により、令和5年度から当分の間、つどいの広場事業に係るボランティア活動を休止とした。	当該事業に係るボランティア活動は休止したが、更生保護女性会により、花植え・除草作業等の支援を受けた。	・子育てボランティアの高齢化。 ・生活様式の変化に伴い、子育てボランティアへの関心や意識の低下傾向。	縮小	令和6年度も更生保護女性会による、花植え・除草作業等が実施される予定。	福祉課	
	(3)地域資源活用による子育て支援									
	①学習機会の拡充	小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。	B	親子休日チャレンジ講座を、毎年7講座実施している。	親子休日チャレンジ講座は親子のふれあいの機会となり、好評を得ている。	新しい講座を開設するには、それなりの予算が必要になる。	継続	参加者の増加、親子で取り組む魅力ある講座内容の更なる充実を目指す。	生涯学習課	
	②地域資源の活用	区長会への周知を通し、各地区コミュニティセンターを子育て支援及び親子交流の場としてさらなる活用に努めます。	B	地区コミュニティセンターについては、地区区長会の指定管理とすることで、地域住民が利用しやすい環境づくりに努めた。	一部の地区コミュニティセンターを放課後児童クラブとして活用。また、児童クラブの開設がない豊和地区では地域活動団体と協働による子ども教室が開設され、コミュニティセンターを活用している。	年間を通じて利用をしている放課後児童クラブについては、地域住民や団体などの理解や配慮が必要となる。	継続	地区区長会への指定管理制度を継続し、地区コミュニティセンターを地域住民が活用しやすい環境づくりに努める。	環境生活課	
	③ファミリー・サポート・センター事業の検討	ファミリー・サポート・センター事業の実施について、人材や団体等地域の有する資源の活用を考慮し、検討します。	C	子育て支援対策委員会において、協議を行った。	他市町の実施状況等確認することで、内容について情報の共有が図れた。	・ニーズ量の把握 ・実施に係る、予算・人材の確保	継続	引き続き子育て支援対策委員会において、協議を継続していく。	福祉課	

2 子どもを健やかに育む保護者を支えるまちづくり

1 保護者と子どもの健康の確保、増進

(1)安全な妊娠と出産の支援

①母子健康手帳交付・妊婦相談	妊娠、出産、育児を通じて、母と子の一貫した健康管理を行うため、母子健康手帳を交付し、母と子の健康維持・増進に役立てます。	A	母子健康手帳交付時から産後にかけて伴走型支援として電話や面接、訪問等により主に助産師による相談支援を実施している。	妊娠届出数： 118人 妊娠後期の面接数： 45人 妊娠後期の電話数： 52人 ※令和6年2月末	初産婦は、妊娠・出産のイメージがつきにくく、不安や心配が大きい。特定妊婦やハイリスク妊婦が多く、より専門的な支援が必要である。	継続	伴走型相談支援と合わせて、サポートプランの導入を検討し個別性のあるかわりを行い、不安や心配の解消に努めていく。	健康管理課	
②母性健康管理指導事項連絡カードの活用	働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために、母子健康手帳交付時やマタニティクラスで周知に努めます。	B	母子健康手帳交付時、妊娠後期の電話相談にて、カードの把握状況を確認・周知し、安心して妊娠・出産を迎えられるように努めた。	カードにより妊婦の安全な母体管理について周知できた。	女性労働者も増加し、働きながら妊娠・出産をする人も多いため、安全な母体管理をしていく必要がある。	継続	引き続き、母子健康手帳交付時、妊娠後期の電話相談、ウエルカムベビークラス等にて、周知していく。	健康管理課	
③妊産婦訪問指導	訪問等により、個々に合わせた相談に応じることで不安の解消に努めます。	B	母子健康手帳交付時、妊娠後期の電話相談にて、カードの把握状況を確認・周知し、安心して妊娠・出産を迎えられるように努めた。	カードにより妊婦の安全な母体管理について周知できた。	女性労働者も増加し、働きながら妊娠・出産をする人も多いため、安全な母体管理をしていく必要がある。	継続	引き続き、母子健康手帳交付時、妊娠後期の電話相談、ウエルカムベビークラス等にて、周知していく。	健康管理課	
④マタニティクラス	妊娠、出産に関する具体的な知識を普及するとともに、参加者同士が交流することで不安の解消に努めます。また、父親の参加促進を積極的に行います。	B	ウエルカムベビークラスでは妊娠・出産・子育ての具体的な知識の普及と、父親の育児参加を促した。また、妊娠後期の面接や電話相談も継続し、教室に参加できない妊婦へも対応した。	ウエルカムベビークラス 参加人数：68人(内、妊婦：41人) 妊娠後期の面接数：45人 妊娠後期の電話数：52人 ※令和6年2月末	今後も交流のきっかけづくりや知識の普及に努めていく。	継続	予定日での対象の制限をなくし、より多くの参加を目指す。引き続き妊娠・出産・子育ての具体的な知識の普及とともに、参加者同士の交流を促していく。	健康管理課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	⑤ハイリスク妊婦に対する個別指導	身体的・社会的・精神的に支援が必要とされる妊婦には、関係機関と連携を図り、個別に対応することで、安心・安全な出産を迎えられるように支援します。	A	特定妊婦ほか支援が必要な妊婦には、医療機関や福祉課等と連携し支援にあたった。	支援が必要な妊婦以外にも伴走型相談支援を通じて、ほぼ全数に面接または電話で個別相談を実施した。	精神面や社会的に支援が必要な妊婦が増加している。	継続	複雑多岐にわたる課題に対し、関係機関と連携し支援していく。	健康管理課	
	⑥妊娠中の飲酒・喫煙の影響についての啓発	妊娠・育児中の飲酒や喫煙が胎児や子どもに及ぼす影響について、妊娠期、子育て期に限らず、あらゆる事業で飲酒や喫煙の健康への影響について伝え、知識の普及に努めます。	B	母子健康手帳発行時や乳幼児健診時に、飲酒や喫煙は胎児や子どもへ悪影響があることを情報提供した。	妊婦の喫煙率:0.84% 妊婦の飲酒率:0% ※令和5年2月末	喫煙率・飲酒率は、妊娠期に低下するものの子育て期に上昇している。	継続	引き続き、各事業で、飲酒・喫煙は健康への影響について、掲示物や配布物を活用し周知していく。	健康管理課	
	⑦医療機関委託妊婦一般健康診査事業	妊婦の健康保持・推進を図るため、妊婦が必要な健診回数14回分の妊婦健診受診票を交付することで健診費用の助成を行います。	B	母子健康手帳発行時や乳幼児健診時に、飲酒や喫煙は胎児や子どもへ悪影響があることを情報提供した。	妊婦の喫煙率:0.84% 妊婦の飲酒率:0% ※令和5年2月末	喫煙率・飲酒率は、妊娠期に低下するものの子育て期に上昇している。	継続	引き続き、各事業で、飲酒・喫煙は健康への影響について、掲示物や配布物を活用し周知していく。	健康管理課	
	⑧不妊治療に対する助成	不妊症のために特定不妊治療を受けた夫婦に対して、費用の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	A	特定不妊治療で要した治療費から、千葉県特定不妊治療費助成事業による助成額を引いた残りの自己負担額の2分の1を助成する。1年度あたり10万円上限。	申請件数1件 * 令和6年2月末	不妊は、デリケートな問題であるため、プライバシーに配慮した丁寧な対応が求められる。	廃止	令和4年度より特定不妊治療が保険適用となったことに伴い、終了。	健康管理課	
	⑨産後ケア事業	産婦及びその乳児に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。	A	妊婦全員に周知し、希望者・必要者には、利用の勧奨を行った。	利用者数:実4人 * 令和6年2月末	必要者へのアプローチが弱い可能性がある。	拡大	引き続き、妊婦全員に周知し、希望者・必要者を把握し、勧奨していく。対象者を拡大し、利用料金の上限見直しと減免支援を導入する。	健康管理課	
(2)子どもの健やかな成長と発達への支援										
	①乳幼児健康診査	健康診査で疾病や発達障害等の早期発見に努めます。また、専門職による子どもの発達段階に合わせた相談により育児不安の解消を努めます。また、未受診者に対しては、保健師が家庭訪問し、健診の必要性を説明するとともに、発育・発達状態と育児状況の確認をします。	B	健診未受診者に対し、勧奨を行い健診受診に結びつけ、疾病の早期発見、早期治療を行っている。また、各種専門職による相談を実施し、育児に関する不安や悩みの軽減を図っている。	(受診率) 乳児健診(3~5か月):受診者数125人(受診率:106.8%) 1歳6か月児健診:受診者数124人(受診率:97.6%) 3歳児一般健診:受診者数152人(受診率:98%)	精密健康診査受診率が100%ではない。	継続	引き続き、未受診者については勧奨を行い全数受診に結びつけていく。精密健康診査については、発行時に受診の必要性を説明し、全数受診となるよう勧奨していく。	健康管理課	
	②医療機関委託乳児一般健康診査	9~11か月児の間に受診できる乳児健康診査受診票を交付することで健診費用の助成を行います。	A	乳児が必要な健診が受けられるよう医療機関委託乳児健康診査受診票を交付した。	受診人数 47人 ※令和6年2月末	受診者が少なく、重要性・必要性について引き続き啓発が必要である。	継続	継続実施	健康管理課	
	③母子健康相談	保護者が育児で困った時に、いつでも相談できる相談窓口をめざしています。電話や来所相談のほか、乳幼児健康相談においても専門職による相談を行っています。	B	電話や来所相談、乳幼児健康相談では、専門職員による相談で、育児の悩みごとを解消に努めた。	乳幼児健康相談利用者数:実47人 延77人 ※令和5年2月末	専門職への相談は敷居が高い可能性がある。	継続	引き続き、妊娠中から積極的に相談窓口の周知を行う。妊娠中、産後の伴走型相談支援を実施し、その後も相談しやすい関係づくりをしていく。	健康管理課	
	④こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問)	子育ての孤立を防ぐために、乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、保護者の様々な不安や悩みを聞き、育児の情報提供を行っていきます。	A	訪問予定を昨年度より早めて家庭訪問を実施した。訪問時、育児等に関する不安や悩みに対処するとともに、育児に関する情報提供を行った。	訪問家庭数108件 ※令和6年12月末	連絡がなかなかつかない家庭や感染症を理由に訪問を拒否する家庭がある。	継続	引き続き、早めの家庭訪問を心掛け、不安や悩みの軽減に努めていく。全数訪問に向けて、訪問拒否ケースについては、必要性を説明していく。	健康管理課	
	⑤離乳食教室	5~11か月の乳児を持つ保護者を対象に、初期・中期・後期のグループで離乳食の調理と試食をします。また、保護者同士の交流の場を提供します。	C	乳幼児健康相談時に、離乳食実演会として、離乳食に不安を持つ保護者に対し、月齢に合わせた離乳食のポイントについて説明した。	相談件数:14件 内訳:初期7名、中期3名、後期1名、完了期3名	感染対策、衛生管理に配慮した実施内容になるよう見直しを図る。	継続	引き続き、乳幼児健康相談時に実演会として実施し、離乳食の不安軽減等に取り組んでいく。	健康管理課	
	⑥予防接種の早期実施の徹底	乳幼児から小・中学生及び高校生の定期予防接種を全ての対象者が受けられるように、未受診者に電話や手紙等での再通知や健診時の予防接種の勧奨に努めます。	B	各乳幼児健診での予防接種歴の確認と毎月の通知の際に未接種者の確認を行い、電話や手紙での接種勧奨を実施した。	各種予防接種の接種率は、90%前後を維持している。	予防接種の種類が増え、比較的追加接種や間隔をあける予防接種が忘れがちである。	継続	定期的な接種歴の確認を行い、接種勧奨を継続していく。	健康管理課	
	⑦子育てに関する情報提供	様々な機会を利用して、子どもの発育・発達と、事故予防を含めた育児に関する正しい知識の普及に努めます。	B	健診時や各種相談時に個別に子育てに関する情報提供を行った。また、集団指導についても徐々に再開している。	育児に関する正しい知識の普及を行う機会が増えている。	SNS等の普及により、インターネット上では適切な情報と不適切な情報が多く存在している状況にある。	継続	R6年度からは各種健診時に集団指導も開始となるため、集団及び個別指導により、育児等に関する正しい知識の普及に努めていく。	健康管理課	
	⑧育児支援家庭訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていることが困難な状況にある家庭に過度な負担がかかる前の段階において訪問による支援を実施します。	B	児童の養育に必要なあらゆる場面で、支援を求めていくことが困難な家庭をフォローするため、定期的に家庭相談員が訪問による支援等を実施している。	支援を求めていくことが困難な家庭をフォローするため、定期的に家庭相談員が訪問し、支援等を実施した。	児童の養育に必要な支援ケースが増加しているため、対応が困難になってきている。	継続	支援が必要な家庭に対し、引き続き、家庭相談員による定期的な訪問支援等を実施していく。	福祉課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	⑨すくすく歯っぴい(1歳児歯科相談)	1歳児を持つ保護者に対し保健師、栄養士、歯科衛生士が個別相談を実施し、歯磨きの動機付けを行うとともに、離乳完了期の食事や育児についての相談を実施します。	B	実施回数：年7回 実施内容：個別相談(歯科、栄養、育児)、個別ブラッシング指導	受診者数：135人(受診率93.8%)	受診者の不安や悩みに合わせた指導が必要である。	継続	R6年度からは集団指導も開始となるため、集団及び個別相談により、育児等に関する正しい知識の普及に努めていく。	健康管理課	
	⑩発達相談・言語相談 (ことばの相談)	心理発達相談員、言語聴覚士による個別相談で専門的なアドバイスを得ながら、匠達市マザーズホームや医療機関と連携し、保護者が安心して育児ができるよう努めます。	B	精神発達面、言語面の不安に対し、心理発達相談員、言語聴覚士による専門的な相談を実施した。	発達相談回数：46回 ことばの相談回数：11回 ※令和6年2月末	心理発達相談員が少なく、日程調整が難しい状況がある。	継続	引き続き、専門職による発達面、言語面に関する相談を実施するとともに、必要時療育機関や医療機関等と連携していく。	健康管理課	
	⑪未熟児・新生児・乳幼児家庭訪問指導	未熟児・新生児・乳幼児のいる家庭に対し、助産師や保健師等が家庭訪問を実施して子育てに関する様々な悩みや相談事に対応します。	B	希望者及び医療機関や他市からの依頼により訪問を実施。個々の相談に応じた。	会計年度職員の助産師を増員したことにより専門性の高い新生児期の支援に繋げることができた。	希望制で実施してきたため実施数が伸び悩んだ。	継続	全数に勧奨する。	健康管理課	
	⑫保育所・幼稚園等巡回歯科保健指導	3、4、5歳児を対象に虫歯予防を中心に、歯磨きの大切さ等を伝える歯科保健指導を実施します。	B	5歳児にブラッシング指導を実施した。染め出し液付き綿棒(5歳児)とパンフレット(3.4.5歳児)を配布した。	ブラッシング指導：179人 資料配布：475人	保護者の参加を促す必要がある。	継続	5歳児及びその保護者を重点的に指導を実施する。	健康管理課	
	⑬小学校巡回歯科指導	養護教諭との連携を図り、小学生の歯科保健指導の支援に努めます。	B	今年度は要望がなかった。	要望がなかったため、成果はなし。	要望に応じた指導内容を検討する必要がある。	継続	要望のあった学校に対して、養護教諭と連携しながら実施していく。	健康管理課	
(3)「食育」の推進										
	①わんぱくクッキング	2歳以上の幼児と保護者を対象に、食に興味を持つことを目的に、食品に触れ、名前を知り、いろいろな食べ物の味を覚えたり、手づくりおやつやバランスのとれた食事について学びながら、保護者同士の交流も図ります。	E	新型コロナウイルス感染拡大防止の観点及び環境設備が不十分であったため、中止とした。代替案として、2歳児歯科健診、3歳児歯科健診の栄養士面接時に、レシピの配布を行った。	レシピ配布数 2歳児歯科健診：131人 3歳児歯科健診：150人	料理教室再開に向けて、必要な環境を整える。	継続	年2回実施する。 会場：生涯学習センター メニュー：手作りピザ他	健康管理課	
	②親子料理教室	小学校家庭教育学級の親子を対象に、食品や調理方法について学ぶために料理教室を開催します。また、望ましい食事のとり方や、よりよい食生活が身につくよう、保健推進員と栄養士による講話を行います。	E	コロナ禍の調理活動の制限、感染拡大の状況を受けて中止となった。「免疫力が向上する食生活」等の講話を実施した。	中止としたため、成果はなし。	なし。	継続	子育てにおいて、食育の指導は不可欠であることから、健康管理課との連携・協議のうえ事業を継続する。(6年度は各学級の依頼に応じて親子食育教室として再開実施する。)	生涯学習課	
			D	調理及び試食がメインの教室なので、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から中止とした。代替案として、希望校に食育講話を行うこととした。	新型コロナウイルス感染の拡大防止の観点から教室は中止。食育講話は希望がなかったため、実施なし。	教室が中止となったため、家庭教育学級生に望ましい食生活への教育ができなかった。	継続	年12回実施 期間：6～9月 会場：自校・公民館・ふれあいセンター メニュー：ご飯・味噌汁ほか	健康管理課	
	③食育事業	野菜や米、大豆、キノコ、卵、肉、魚等、食べ物の栽培や育成、収穫等に関する体験や、加工品の製造や料理体験等を通じて食育の取組を推進します。	B	八日市場ふるさと交流協会と連携し、とうもろこし収穫体験、落花生収穫体験、地元小学生を対象としたさつまいも掘り体験、ベーコン作り体験を行った。	参加人数 とうもろこし収穫体験：32名 落花生収穫体験：35名 さつまいも掘り体験：86名 ベーコン作り体験：16名	食育に関心がある人が集まるため、関心のない人にはアプローチできない。	継続	とうもろこし収穫体験、落花生収穫体験、さつまいも掘り体験、ベーコン作り体験。	農林水産課 (旧産業振興課)	実施日 とうもろこし収穫体験：8/20 落花生収穫体験：10/1 さつまいも掘り体験：11/18 ベーコン作り体験：2/11
	④学校における食育の推進	栄養教諭、栄養士及び調理員による給食時間の講話等により、給食時間における食育の充実を図ります。広報さうさや給食だより「さうさランチタイムズ」等を通じて、「食」について興味関心を持つ機会を増やします。	B	栄養教諭や栄養士と連携を図り、幼・小・中学校の学校訪問を行い、家庭教育学級等で講話を行った。また、給食だより「ランチタイムズ」を配布したり、食育関連の資料を掲示することで「食」への関心が高まるよう務めた。	定期的・計画的に行うことで、児童生徒や家庭地域を含めて、「食」に対する興味関心を季節や行事と関連付けながら高めることができた。	「食」に対する興味関心を生活習慣の中に取り入れられるように指導や広報の仕方に工夫を加えていく必要がある。	継続	栄養教諭や他機関とともに連携を図り、教科指導(家庭科・生活科・総合的な学習の時間)や特別活動を中心に継続的に取り組んでいく。	学校教育課	
			B	献立表や給食だより、広報で食に関する情報を発信した。毎月、各学校へ食育資料及び掲示物を配付し、給食時間には栄養士による食育講話等を行った。家庭教育学級や給食センター見学、給食試食会を通して食に関する情報提供を行った。	広報等で食に関する情報を発信した。給食時間講話等で、児童、生徒、保護者への理解を深めることができた。掲示物等を活用し、児童生徒が食育活動にかかわる機会を作ったことで食への意識が向上した。	日々の給食が実践的な食育につながるように、給食内容の充実を継続して行う。	継続	食に関する情報発信を継続し、給食センター見学や給食試食会、家庭教育学級を通して「食」への理解、興味関心が深まる取り組みを進める。	学校給食センター	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
(4) 思春期の心と体の健康づくり										
	① 命の教育	中学生とその保護者を対象に、家庭・学校・地域の連携のもとに様々な教育の場を活用して命の教育を推進し、自他の命の大切さについて再認識し、健康や性に正しい知識の普及を図ります。	B	「道徳科」の各学校での取り組みをベースに、道徳教育推進教師の有効な活用や体験活動を奨励する中で、自他の命を大切にすることを推進した。	道徳教育推進教師を中心に、外部人材の活用、体験活動等を含め、各学校で組織的に命を大切にする教育が進められている。年間指導計画に基づき、命の教育について発達段階に応じた実践が行われた。	匠瑤市道徳教育研修会を小学校1校を指定し実施した。実のある研修会となるよう、今後も特色ある道徳教育を推進していく。	継続	若手教員を中心に市内の多くの教職員が参観できる体制を構築し、工夫して道徳教育研修会を継続していく。	学校教育課	
	② 未成年の喫煙・飲酒の防止	子どもたちの規範意識を高めるとともに、家庭・学校・地域・事業者が協力し、未成年の喫煙、飲酒の防止に取り組めます。	B	関係機関から発出された文書をもとに学校へ周知を行ったり、パトロールを実施して喫煙、飲酒の防止を図った。	学校が児童、生徒を指導する際の情報提供や注意喚起を行うことができた。	祭礼等の担当地区や担当者が毎年異なることから、喫煙、飲酒の防止に関する協力依頼を継続して行う必要がある。	継続	祭礼等の機会を見て、引き続き喫煙、飲酒の防止に関する協力依頼を行う。	学校教育課	
	③ 思春期における心の問題に係る専門家の確保	学校における教育相談の機能強化を図り、いじめや不登校等の問題に対応するためにスクールカウンセラーを配置して、相談活動を行います。また、スクールソーシャルワーカーの配置により、関係機関の連携を強化し、課題の解決を図ります。	B	スクールカウンセラーを各中学校に1名、小学校2校に1名配置した。更にスーパーバイザーを年間11日間教育委員会勤務として、要請がある市内幼小・中学校に派遣した。また、スクールソーシャルワーカーを配置し、関係機関の連携を強化した。	児童生徒やのカウンセリング、教職員への情報提供や指導・支援方法のアドバイス、保護者へのカウンセリング実施により子への対応の悩み解消、人間関係の改善、不適応や不登校の解消や軽減が図られた。	児童生徒の悩みやストレスも多様化・複雑化しており、カウンセリングが長期間に及ぶケースが多くなっている。また、不登校傾向の児童生徒が増加しており、そうした児童生徒へのカウンセリング今後一層必要となる。	継続	県費によるスクールカウンセラーや訪問相談担当教員と連携し、問題を抱える児童生徒に対し、継続して支援が行えるようにする。	学校教育課	
2 仕事と子育てが両立できる環境の整備										
(1) 仕事と子育ての両立支援の推進、多様な働き方の実現										
	④ 育児・介護休業制度の周知	育児・介護休業取得率の上昇をめざし、育児・介護休業制度を関係機関の指導により周知します。	B	市内公共施設等にポスター及びチラシを配架し、情報提供を行った。	一定の制度周知が図れた。	この他の周知方法について、検討する必要がある。	継続	既存の取組の他、市雇用促進協議会等を通じ、事業者への周知を図る。	商工観光課 (旧産業振興課)	
	⑥ 父親の育児参加の促進	父親が子どもを持つことの喜びを感じ、育児に対する責任を認識するとともに、積極的に育児に対応できるようマタニティクラス(両親学級)への参加を促進します。	B	出生連絡票受理時面接の他、ウエルカムベビークラス、妊娠後期面接等の様々な機会に、父親の育児参加をすすめた。	出生連絡票受理時面接数:95人 ウエルカムベビークラス 父親参加数:27人 ※令和6年2月末	社会的に父親の育児休暇取得が叫ばれるようになり、父親の育児の知識の普及が急務となっている。	継続	引き続き、妊娠届出時に、父親のウエルカムベビークラス、妊娠後期面接の参加を促進し、育児の知識がある父親の増加に努める。	健康管理課	
	⑦ 働き方改革の促進	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、市内業者の「働き方改革」を促進させるための制度周知・啓発を行います。	B	市内公共施設等にポスター及びチラシを配架し、情報提供を行った。	一定の制度周知が図れた。	この他の周知方法について、検討する必要がある。	継続	既存の取組の他、市雇用促進協議会等を通じ、事業者への周知を図る。	商工観光課 (旧産業振興課)	
(2) 経済的負担の軽減										
	② 出産育児一時金の支給	国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給します。	B	国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給した。	支給件数:10人	なし	継続	国保被保険者の出産に対し、出産育児一時金を支給する。	市民課	
	④ 児童手当の給付	中学校修了前の児童・生徒を対象に、家庭における生活の安定と、次代の社会を担う児童・生徒の健全な育成及び資質向上に役立てることを目的とし、児童手当を支給します。	B	児童手当の支給については、適正に支給した。	支給月である、6月、10月、2月に適正に遅滞なく支給することができた。	レアケースであるが、書類等の関係で一定期間支給を差し止めることもあり、受給者に不利益が生じることもある。	継続	今後も法令等を遵守し、適正に遅滞なく支給していく。(令和6年度に制度改正が行われる見込み。)	福祉課	
	⑤ 保育料、児童発達支援及び学校給食費の負担軽減	令和元年10月から、国の幼児教育・保育の無償化により、3歳以上児の保育所等保育料及び児童発達支援の利用者負担が無償化されています。今後も3歳未満児の保育料や学校給食費の軽減について検討します。	B	①子育て支援対策委員会で学校給食費の無償化について検討。 ②児童発達支援の利用者のうち、無償化対象者について、受給者証への記載など適切に対応した。	①子育て支援対策委員会で学校給食費の無償化について継続した検討がされている。 ②世帯の負担を軽減することができた。	財源の確保。	継続	①今後も子育て支援対策委員会で学校給食費の無償化について継続して検討していく。 ②国の制度に基づき、引き続き実施する。	福祉課	
	⑥ 就学援助	経済的理由で、児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、学用品費・通学用品費・校外活動費・修学旅行費・新入学学用品費・学校給食費・医療費等の援助を行います。	B	経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、匠瑤市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に基づき就学援助費を支給している。	就学援助費を支給することで、保護者の経済的負担が軽減された。	認定対象者が年々増加傾向にあるため、予算も増加している。	継続	今後とも、国、及び近隣市町の動向を鑑みつつ、必要な家庭への就学援助を行う。	学校教育課	
	⑦ 第3子以降の学校給食費の減免	18歳未満の子どもが3人以上いる家庭を対象に、第3子以降の学校給食費を無料にします。	B	ホームページに給食費の免除について掲載したほか、保護者に通知文書を配布し、制度について広く周知した。	令和5年度対象者数 小学校169人・中学校22人 合計191人	子育て世代の負担軽減を図るため、今後とも事業の継続が必要である。	継続	今後とも、子育て世代の負担軽減を図るため、事業を継続する。	学校給食センター	
	⑨ 児童扶養手当の給付	ひとり親家庭や母又は父が重度の障害を有する家庭の生活安定と自立の促進を目的として、児童扶養手当の支給をしています。今後も、支援を必要としている家庭へ適切な支給に努めます。	B	児童扶養手当については、適正に支給した。	支給月である、5月、7月、9月、11月、1月、3月に適正に遅滞なく支給することができた。	通報による現況確認を行った結果、疑わしいケースもあるが、基本的には、受給者の申告により判断している。	継続	今後も法令等を遵守し、適正に遅滞なく支給していく。	福祉課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	⑩ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭の医療費、調剤にかかる経済的負担と精神的不安を軽減するため、ひとり親家庭等の父母又は児童を養育している方及び児童が病院等で受診した時に支払う健康保険の自己負担額の一部を助成しており、今後も適切に制度が利用されるよう周知に努めます。	B	ひとり親家庭等医療費助成については、児童扶養手当申請時における直接の周知及びホームページ等を活用し、周知に努めている。	ひとり親家庭等医療費助成については、適切に制度が利用できるよう周知することができた。	令和2年11月より、償還払いから、受給券に制度が変わったことから、受給者との関わりが減少しており、状況把握が難しくなっている。	継続	児童扶養手当申請時での案内を中心にホームページ等の媒体の活用も併せて、周知に努めていく。	福祉課	
	(3)ひとり親家庭の自立支援の推進									
	①自立支援・就業相談等の情報提供	母子家庭等に対する情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員による相談、就業等の支援活動の充実を図ります。	B	窓口相談や訪問により、ひとり親家庭の経済的な支援、就労支援についての情報提供や相談、関係機関への繋ぎを行った。	支援員による相談等を実施し、母子家庭に対する必要な支援を図ることができた。	多種多様な進路選択があるため、それに対応した相談を受けられるよう、情報収集や制度の動きなどについて知識の向上を図らなければならない。	継続	窓口相談や訪問により、経済的な支援、就労支援についての情報提供や相談、関係機関への繋ぎを行っていく。	福祉課	
	②母子寡婦福祉会への支援	母子家庭の母親や寡婦の方が生活の安定と向上をめざして、自主的に活動する団体で、お互いに情報を交換し、親睦を深めています。若年母子会員の勧誘等、会の充実を支援します。	B	会員からの運営に関する相談や、研修会等と同行するなど、会の活動を支援した。	会の活動に際し、必要な支援を行うことができた。	・会員の高齢化 ・適正な組織運営について助言を行うことが必要。	継続	引き続き、会員と親睦を深め、会の充実を支援していく。	福祉課	
	③母子家庭等への居住の安定確保	母子家庭等の居住の安定確保のために公営住宅への入居について配慮します。	C	入居者の選考に際し、20歳未満の子を扶養するひとり親に対し、特別割当てをすることとしている。	入居公募時、特別割当て対象世帯(子育て世帯・高齢者世帯・障害者世帯)から同時に入居希望(応募)があったため、募集戸数の関係上、子育て世帯のみを特別割当てとすることは無かった。	公募を行うが、古い住宅への入居希望は少なく、新しい住宅への入居応募が集中する。	継続	今後、募集を行う際に、ひとり親家庭等の入居に配慮します。	都市整備課	
	④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における母子家庭等の優先的利用を図り、保護者の就業や児童の育成を支援します。	B	放課後児童クラブでは、入所選考基準を設け、ひとり親家庭については、優先的利用を図った。	ひとり親家庭における待機児童はいない。	年々入所児童が増加傾向にあるため、運営方法について見直す必要がある。	継続	引き続き、選考基準を活用し、優先的利用を図る。	学校教育課	
	⑦母子家庭等対策総合支援事業	母子・父子家庭の自立支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための講座等の受講にかかる費用の一部又は訓練促進費を支給します。	B	母子・父子家庭の自立支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための講座等の受講にかかる費用の一部又は訓練促進費を支給した。	母子・父子家庭の自立支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための講座等の受講にかかる費用の一部又は訓練促進費を支給された。	給付開始後も相談に応じるなどして、安定して就学が継続できるよう支援に努める。	継続	母子・父子家庭の自立支援を図るため、就職に有利な教育訓練及び資格取得のための講座等の受講にかかる費用の一部又は訓練促進費を支給していく。	福祉課	
	⑧養育費の確保	母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、情報提供を行い支援します。	B	窓口相談や訪問により、母子家庭等の母親等が養育費を確保できるよう、情報提供を行い支援した。	窓口相談や訪問により、養育費を確保できるよう、情報提供を行うことができた。	精神的な負担もかかる案件であることから、より親身になった関係性の構築が重要となる。	継続	引き続き、窓口相談や訪問により、養育費を確保できるよう、情報提供を行い支援していく。	福祉課	
3 子どもが安全で、安心して子育てできるまちづくり										
1 子育てを支援する生活環境の整備										
(1)良質な居住環境の確保										
	①子育て世代の住宅取得の支援	転入者マイホーム取得奨励金制度や住宅ローン金利の引き下げを受けることができる「フラット35」子育て支援型・地域活性化型、空き家バンク等の活用を促し、子育て世代の住宅取得を支援します。	B	各事業・制度について、市民課窓口や、移住相談会、広報誌、移住パンフレット(本市の紹介や移住者の体験談、各種移住支援制度をまとめたもの)等様々な機会や媒体を通して事業周知を行った。 令和5年度から、国の少子化対策重点推進交付金を原資とする新婚世帯の住宅費等を支援する「匠瑤市結婚新生活応援事業」を、同じく国のデジタル田園都市国家構想交付金を原資とし、子育て世代への加算措置を有する「匠瑤市移住支援事業」開始。	令和5年度実績は下記のとおり。 ・「フラット35」地域連携型の子育て世帯の活用 1件 ・転入者マイホーム取得奨励金 20件(うち、子育て世帯は7件) ・空き家バンクの子育て世帯の活用無し ・匠瑤市結婚新生活応援事業 0件 ・匠瑤市移住支援事業 0件	空き家バンクの成約数のさらなる増加に向けては、登録物件数の増加、利用者のニーズに合った物件の提供(状態にこだわらず、安価な住宅を求めている利用者も多く、ミスマッチが生じている)が課題である。新設した事業については、対象要件が複雑なため、周知方法(説明)に工夫が必要である。	継続	各事業・制度について、関連する移住・定住支援施策と併せて、関係機関と連携した周知と利用促進を図る。また、空き家バンクについては、引き続き登録物件の周知を図るとともに、空き家所有者に対して利用者のニーズを伝える等、利用者のニーズに合った物件の掘り起こしに努める。新設した結婚新生活応援事業は、周知のため市民課と連携する。移住支援事業については、関係人口要件に「就農」に関する内容を追加する。	企画課	
			C	企画課の事業実績を基に、国の「社会資本整備総合交付金」に係る申請及び実績報告を行った。	概ね予定どおりに申請事務等の手続きを行うことができた。	なし。	継続	今後も遅滞なく、申請事務等を行う。	都市整備課	
(2)安心して外出できる環境の整備										
	①道路交通標識等の整備	子どもや子ども連れの家族等が安心して通行できる道路交通標識等の整備を進めます。	B	高地先において車道の路肩のカラー化とラバーポールを設置、飯倉地先において車道の路肩にラバーポールを設置、平木地先において路肩を拡幅し、歩行空間の視認性を高めることで安全確保を図った。	路肩カラー舗装 L=156.5m ラバーポール設置 N=25本 路肩拡幅 L=109.0m	老朽化による既存施設の修繕が増加しているため、新たに施設を整備するための予算の確保が難しくなっている。	継続	歩行者の安全確保に向けた交通安全施設整備に努めます。	建設課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	②公共施設のバリアフリー化	公共施設の子育てバリアフリー化を進めます。	D	機能維持に努めている。(公立保育所1施設のみバリアフリー化)	機能は維持されている。	・建物の老朽化。 ・財源の確保	継続	計画的に機能を維持できるよう努めていく。	福祉課	
			C	今年度、改修を実施した施設はないが、施設の点検等により環境整備に努めた。	施設、設備について機能は維持されている。	子育てに対する対応の検討が必要。	継続	今後もバリアフリー化に努める。	都市整備課	
			D	機能維持に努めている。	機能は維持されている。	施設や老朽化や予算の問題がある。	継続	施設内の機能を維持できるように整備を進めていく。	健康管理課	
	③遊び場の確保	コミュニティセンター、体育施設等既存施設の有効活用や園庭の開放、児童遊園の遊具器具等の維持管理を図り、子どもやその家族等が安全な環境で安心して遊ぶことのできる公園や遊び場の確保に努めます。	C	地区コミュニティセンターについて、指定管理制度により、地区区長会へ委託し、適切な維持管理に努めた。	必要に応じて、修繕等を行い適切な維持管理を行った。	施設の老朽化による維持管理費の増加が懸念される。	継続	地区コミュニティセンターについて、引き続き、指定管理制度による維持管理に努める。	環境生活課	
			B	八日市場ドーム、のさかアリーナ、パークゴルフそうさ等の体育施設の有効活用を図った。	パークゴルフそうさでは、市内小中学校の校外学習として、レクリエーションを行った。また、市主催の大会を実施し、ファミリーペア部門を設け、児童利用の促進に寄与した。	若年層の利用者が少ないことから、今後はより幅広い世代への普及を目指す。	継続	子どもが楽しくスポーツ活動ができるスポーツ教室、大会等の事業計画を図る。	生涯学習課	
			B	児童遊園のごみ清掃や草刈り、遊具の安全点検等を行い、維持管理に努めた。	児童遊園の利用環境の安全性を確保した。	遊具の老朽化が進んでおり、計画的な維持管理・更新を図る。	継続	引き続き、公園のごみ清掃や草刈り、遊具の安全点検等を行い、維持管理に努める。	都市整備課	
	④居場所の確保	公民館や図書館、公園等子どもやその家族等が安全な環境で安心して過ごすことのできる場所の確保に努めます。	B	子どもやその家族等、一般に広く開放している。	公民館主催事業として、親子向け教室を開催した。また、貸館業務として、サタデースクールが行われた。	多様化する子どもたちの状況に対応することは困難が伴う。	継続	他課と協力して、子どもやその家族等が安心して過ごせる場所の確保に努める。	公民館	
			B	子どもやその家族等がゆっくり読書できる場所を提供する。落ち着いて学習できるスペースを確保する。	子どもが家族と一緒に絵本を読めるスペースと本を整備。学習スペースの利用者は、2月末現在3130人(R4)から5991人(R5)に増加した。	多様化する子どもたちの状況に対応するのは困難が伴う。	継続	子どもやその家族等が安心して読書できる場所や、落ち着いて学習できるスペースの確保に努める。	図書館	
			C	公園のごみ清掃や草刈り、遊具の安全点検等を行い、維持管理に努めた。	公園の利用環境の安全性を確保した。	遊具の老朽化が進んでおり、一部修繕が未完了。	継続	引き続き、公園のごみ清掃や草刈り、遊具の安全点検等を行い、維持管理に努める。	都市整備課	

2 安全対策の推進

(1) 子どもを犯罪等から守るための活動の推進

①犯罪等に関する情報の提供	市内及び近隣での犯罪や不審者の発生について、警察署や防犯関係団体と連携し、幼稚園、小・中学校保護者に対して、メール配信システムにより速やかに情報提供を行います。	B	警察署や防犯関係団体と連携を図りながら、メール配信システムにより、迅速に情報提供を行った。	速やかに情報提供を行うことで、危険回避のための対応を各学校及び保護者、児童生徒が迅速に行うことができた。	新規の会員を含め、教育委員会が発信するメール配信システムへの登録について、継続して保護者に働きかける必要がある。	継続	引き続き、関係機関と連携しながらメールによる情報提供を行う。	学校教育課	
②地域全体での取組の推進	地域住民、防犯協会、区長会、シニアクラブ等の各種団体の協力を得て、小学校ごとに見守り活動の組織づくりを進めます。	B	各学校に防犯協会をはじめとする関係団体との連携の他、匝瑳市介護保険事業者連絡会と子ども見守り活動に関する協定を継続して締結し、学校・地域による見守り活動ができるように働きかけた。	匝瑳市介護保険事業者連絡会との協定により、子どもを見守る目を増やし、HPや広報紙に掲載することで、防止対策に結びついている。	学校によっては、地域や各種団体との連携が難しい場合がある。	継続	各学校の実情に応じた各種団体による安全対策を進めるとともに、取組の周知を継続していく。	学校教育課	
		B	防犯協会において、定例パトロールや警察署移動交番車との合同パトロールを実施するとともに、夏期休業中には、海岸地域防犯パトロールや八重垣神社祇園祭防犯パトロールを実施し、子どもの安全対策に努めた。	①定例(合同)パトロール:原則16回/月 ②海岸地域防犯パトロール:14日間 ③八重垣神社祇園祭防犯パトロール:2日間	中央地区の一部、野田地区、栄地区では定例パトロールが夜間に実施されるため、下校時間帯の定例パトロールが実施されていない。	継続	防犯協会のほか、見守り活動を実施する団体の把握、育成に努める。	環境生活課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	③各種団体による子どもの安全対策	地域住民、防犯協会、区長会、ボランティア等の見守り活動を支援し、地域ぐるみで子どもたちの安全確保を図ります。	B	防犯協会において、定例パトロールや警察署移動交番車との合同パトロールを実施するとともに、夏期休業中には、海岸地域防犯パトロールや八重垣神社祇園祭防犯パトロールを実施し、子どもの安全対策に努めた。	①定例(合同)パトロール:原則16回/月 ②海岸地域防犯パトロール:14日間 ③八重垣神社祇園祭防犯パトロール:2日間	中央地区の一部、野田地区、栄地区では定例パトロールが夜間に実施されるため下校時間帯の定例パトロールが実施されていない。	継続	防犯協会のほか、見守り活動を実施する団体の把握、育成に努める。	環境生活課	
	④防災行政無線を活用した子どもの安全対策	防災行政無線による小学生の帰宅及び見守り放送を実施し、今後も子どもへの一層の注意喚起と市民の見守りに対する意識の向上に努めます。	B	市内3つの中学校の持ち回りで、在籍する生徒の声を録音し、注意喚起の放送を地域に流すことができた。	防災行政無線が流れたら帰宅するルールが徹底され、小学生が遅い時間まで外出しているという問題はほとんど発生していない。	帰宅の呼びかけや見守りについて、保護者や地域の方々の協力が必要と思われる。	継続	今後も帰宅の呼びかけを中学校の協力のもと実施していく。	学校教育課	
	⑤「子ども110番の家」の強化	子どもたちが安全で安心に登下校できるように、「子ども110番の家」の周知を行うとともに、地域との連携強化を図ります。	C	各地区に設置されている「子ども110番の家」の看板を目印に、場所の周知を図った。	身近な地域にある「子ども110番の家」について認識できるようになった。	店舗の減少や世帯主の交代等により、協力件数が減少傾向にあり、新規に増やすことが難しい。	継続	子どもたちが安全で安心に登下校できるように、「子ども110番の家」の周知を行い、地域との連携を強化する。	学校教育課	
	⑥地域防犯パトロール	小学校PTA等を中心とした、地域防犯パトロール活動を支援します。	B	各学校でPTA等を中心とした防犯パトロールの推進を、文書や各会議で働きかけている。また、学期初めには、一定期間のパトロールを実施した。	複数の小学校でPTAや地域の方々の協力のもと、下校時に防犯パトロールを実施している。	学校により、PTA等の協力に差がみられる。	継続	各学校の実情に合わせて、小学校PTA活動を中心とした防犯パトロール活動の推進を会議等で継続して働きかけていく。	学校教育課	
	⑦保育所、幼稚園等、小・中学校における防犯対策の充実	保育所、幼稚園等、小・中学校において、防犯カメラ等の整備による防犯対策の充実に努めます。	B	既設の防犯対策設備の維持管理に努めた。	学校機械警備(セキュリティ)や緊急通報装置、防犯カメラによって防犯に繋がっている。	防犯カメラについては、設置台数が少ないため、台数を増やすことを検討する必要がある。	継続	既設設備の維持管理及び更なる充実に目指す。	学校教育課	
			B	警備業務を委託し、防犯対策の充実に努めている。	警備業務を委託し、適切な防犯対策を講じることができた。	施設管理者と連携し、防犯対策の徹底を図ることが必要。 防犯カメラ設置の検討。	継続	今後も警備業務を委託し、防犯対策の充実に努める。	福祉課	
(2)子どもを交通事故や災害から守る活動の推進										
	①交通安全教育の実施	子どもたちを交通事故から守るために、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら交通安全教育を保育所、幼稚園及び小・中学校等で実施します。また、地域住民等の協力を得て、児童・生徒の登下校に合わせて安全パトロールを組織的に行います。市内の幼児から高齢者までを対象として、心身の発達に応じた段階的かつ体系的な交通安全教室を開催します。	B	各学校にて交通安全教育の推進が図られるよう、啓発文書や安全教育に関する研修会への参加等の情報提供を積極的に行った。各校の安全教育計画の見直し、改善を図るよう促し、安全教育の充実に努めた。登下校時の安全パトロールでは、警察や他団体と連携を図った取組や交通安全教室の実施等を文書や各会議で呼びかけた。	交通事故による大きな被害(死亡・重症)は発生していない。保護者や地域人材を活用した児童・生徒の登下校の見守りが多くの学校で行われており、きめ細かな安全対策が講じられている。自転車での保険加入義務化については、文書依頼するなど、加入促進に向けた取組を推進した。	小中学校の自転車運転中の事故等が増えてきている。自転車の乗り方などの安全意識や交通マナー等、引き続き意識を高めていく必要がある。併せて登下校の際の歩き方や自転車歩行でのマナーの悪さがみられるため、学校と連携し、再発防止に向け取り組んだ。	継続	学校等での交通安全教育の充実について、適時、啓発する。交通安全教室の一層の充実のため、会議等の機会に各学校での取り組みを共有し、お互いに生かせるよう働きかけていく。	学校教育課	
			B	防犯協会において、定例パトロールや警察署移動交番車との合同パトロールを実施するとともに、夏期休業中には、海岸地域防犯パトロールや八重垣神社祇園祭防犯パトロールを実施し、子どもの安全対策に努めた。	①定例(合同)パトロール:原則16回/月 ②海岸地域防犯パトロール:14日間 ③八重垣神社祇園祭防犯パトロール:2日間	中央地区の一部、野田地区、栄地区では定例パトロールが夜間に実施されるため下校時間帯の定例パトロールが実施されていない。	継続	防犯協会のほか、見守り活動を実施する団体の把握、育成に努める。	環境生活課	
			B	例年、子どもたちを交通事故から守るために、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら交通安全教育を保育所、幼稚園及び小・中学校等で実施している。	警察署及び交通安全協会と連携を図り、各施設において交通安全教室を実施することで、児童の安全意識の高揚が図れた。	指導者・保育所側双方の日程調整が必要。	継続	子どもたちを交通事故から守るために、警察署及び交通安全協会と連携を図りながら交通安全教育を継続して実施していく。	福祉課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	②避難訓練の実施	災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう保育所、幼稚園、小・中学校等において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的に実施します。	B	災害安全・生活安全に関する通知や研修案内を定期的に発出し、管理職や担当者の意識向上のための働きかけを行った。	様々な想定で、各学校が計画的に避難訓練を実施していることで、幼児・児童・生徒が非常時の対応を継続的に身に付けている。また、各種調査を通じて自校の取り組みを振り返ることにより、取組の改善が図られている。	避難訓練をマンネリ化させないため、より実際に即したものにし、日常的な取組となるように工夫をする。内容を児童生徒に考えさせる場面を設定する工夫が必要である。	継続	様々な状況を想定した避難訓練を、引き続き計画的に行っていくとともに、一層の充実のため、会議等の機会に各学校での取り組みを共有し、お互いに生かせるよう働きかけていく。	学校教育課	
			B	例年、災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう保育所、幼稚園、小・中学校等において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を定期的に実施している。	有事の際に速やかな対応ができるよう、各施設において、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を実施することで、児童の安全意識の高揚が図れた。	指導者・保育所側双方の日程調整が必要。	継続	災害発生時や不審者侵入の際に速やかな対応ができるよう、消防署や警察署と連携を図り、避難訓練を継続的に実施していく。	福祉課	
(3) 児童虐待の防止策の充実										
	①孤立感・不安の解消	母子保健事業において妊娠前から丁寧な相談により保護者の不安をよく受け止め助言することで、自信を持って育児ができるように支援します。また、意識的に母親同士の交流の場を持つことにより、孤立感・不安の解消に努めます。	B	妊婦の電話かけや初妊婦の後期面接により不安の解消に努めた。また、ウエルカムベビークラス、スマイルマクラスでは孤立感・不安の解消に努めた。	妊娠後期の面接数:45人 妊娠後期の電話数:52人 ウエルカムベビークラス 参加人数:68人(内、妊婦:41人) スマイルマクラス参加人数:22組 ※令和6年2月末	専門職への相談は敷居が高い可能性があるため交流の場での当事者どうしの関りが大切である。	継続	伴走型相談支援として、個々に寄り添った、より専門的で、ていねいな相談を実施し、不安の解消につなげていく。また、ウエルカムベビークラス、スマイルマクラスにおいて、妊婦・母親同士の交流の場を提供していく。	健康管理課	
	②相談事業の周知	家庭児童相談室や各保育所等で実施している子育て相談等の相談事業についての周知と活用を促進します。	B	窓口及び訪問時等に家庭児童相談室や各保育所等で実施している子育て相談事業について、周知を行った。	支援等が必要と思われる家庭については、周知が図れた。	事態を予防する観点から、少しでも気になる家庭があれば、主体的に関わり、相談関係及び信頼関係の構築に努める。	継続	今後も当該事業について、周知と活用を促進していく。	福祉課	
	④関係機関の協力による早期発見	母子保健事業・こにちは赤ちゃん訪問事業において、育児困難家庭や虐待等の把握に努めます。	B	つどいの広場と事業を共催したり情報交換し、早期発見や予防的支援に努めた。	支援が必要と思われる事例について随時情報交換をした。	特になし	継続	関係機関と随時情報交換していく。	健康管理課	
	⑤保育所、幼稚園及び小・中学校等における早期発見	保育所、幼稚園及び小・中学校等では、児童や保護者に接する機会が多いことを踏まえ、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための研修・指導・啓発に努めます。	B	長期休業明けに登校せず家庭との連絡が取れない場合等の調査を実施した。また、日常生活において、不自然な外傷がある場合等については報告を求めた。	学校及び関係機関において児童生徒の情報共有に努めた。特に、虐待等が疑われる児童生徒については、随時、家庭訪問や電話連絡等により様子を観察することにより安全確認を行った。	学校の見守り体制の強化を図る必要がある。	継続	児童生徒の安全確認と関係機関との連携を徹底するとともに、職員研修を実施する。	学校教育課	
			B	児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のための指導等を行った。	施設に対するフォローアップが図れた。	相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく必要がある。	継続	施設に対して、児童虐待の早期発見や児童虐待の防止のため指導等を継続して行っていく。	福祉課	
	⑥市民の協力による早期発見	「広報そうさ」で毎月相談日を周知し、特に11月の児童虐待防止月間では早期発見の重要性を周知します。家庭児童相談室のパンフレットも2年に一度更新し、保育所、幼稚園、小・中学校及び公民館等に配布し、今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続します。	B	広報等の各種媒体を活用し、早期発見の重要性を周知した。	広く周知を図ることができた。	今後も市民が協力できるよう呼びかけを継続する必要がある。	継続	広報等の各種媒体を活用し、早期発見の重要性を周知していく。	福祉課	
	⑦要保護児童対策地域協議会	匝瑳市要保護児童対策地域協議会による関係機関とのネットワークを最大限に活用して情報の共有化等を図り、要保護児童等の早期発見と関係機関の役割分担による支援体制を構築して、児童虐待対策を適切に行います。	B	匝瑳市要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、ケースの検討を行い児童虐待対策を適切に行った。	情報の共有化を図り、要保護児童等の早期発見と関係機関の役割分担による支援体制を構築できた。	スムーズかつきめ細やかに対応できるよう、相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく必要がある。	継続	相談支援体制の強化に努めるとともに、育児困難の家庭や虐待の把握に力を入れていく。	福祉課	
3 子どもが健やかに育つための環境づくり										
(1) 子どもの権利を守るまちづくり										
	②適応支援教室の実施	匝瑳市適応支援教室「さわやかルーム」において、子どもサポーター(適応支援教室支援員)を配置し、家庭・学校・関係機関との連携を密にして不登校児童・生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援を行います。	B	匝瑳市適応支援教室「さわやかルーム」を開設するとともに、毎月1回スクールカウンセラーや福祉課家庭相談員を構成員とする適応支援教室会議を実施し、支援方法等について助言を仰いだ。	少人数集団での人間関係づくりや学習の経験をおして集団適応能力を高めたことで、学校に復帰できた児童・生徒や中学3年の進路決定につなげることができた生徒がいる。	適応支援教室に在籍しているが、学校にも適応支援教室にも来ることができない児童・生徒及び保護者の支援が今後の課題となる。	継続	児童・生徒個々の実態を把握し、適切な指導・支援ができるように、家庭・学校・関係機関との連携を一層密にする。	学校教育課	
(2) 次代を担う人づくり										
	①意識の啓発	家庭や学校教育の中で、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発を行います。	B	道徳・特別活動等の授業により、命の大切さや自他を大切にすることや、男女が協力することの重要性を学習した。	道徳・特別活動等の授業を通して、命の大切さを実感し、自他を大切に、男女が協力する意識を高めることができた。	関係機関等との連携により実施している授業のため、連絡、調整が円滑に行われる体制を維持できるように努める。	継続	人権教育の一環として、継続して教育・広報・啓発を行う。	学校教育課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	②乳幼児とふれあう機会の創出	保育所等と学校の連携により、総合的な学習の時間や夏休み等を利用して、小学生、中学生及び高校生が乳幼児とふれあう機会を創出し、継続した活動になるよう努めます。	B	中学校家庭分野保健領域の授業により、乳幼児とのふれあいの重要性について学習した。	命の大切さを実感し、自他を大切にすることを意識を高める機会となった。	各校からの相談に応じられるよう、体験活動を受け入れる団体等の情報を集約し、毎年、更新を行う必要がある。	継続	小・中学校で乳幼児とふれあいについての授業を継続して行う。	学校教育課	
			E	今年度も思うような活動はできなかった。	未実施であったことから、思うような成果は残せなかった。	次世代を育成するためにも重要な取り組みであることから、実施を検討するとともに、確かな安全性を確保できる体制が求められる。	継続	継続した活動になるよう努めていく。	福祉課	
	③体験活動の推進	小学生及び中学生を対象とした社会体験活動、ボランティア活動の場についての情報提供や個別相談、アドバイスをを行います。	B	社会体験活動、ボランティア活動について、必要な情報の提供を行った。	校内における学習において、社会体験活動、ボランティア活動の参考例を紹介することができた。	各校からの相談に応じられるよう、体験活動を受け入れる団体等の情報を集約し、毎年、更新を行う必要がある。	継続	積極的な情報提供、個別相談等を行う。	学校教育課	
	④他世代とのふれあいの機会の創出	地域住民が参加する行事等を通して、児童・生徒と他世代との交流を深めます。	C	コロナ禍の影響で既存の行事は減少しており、わずかながら再開されているが、完全にコロナ禍以前の状態に戻ることは困難であると思われる。既存の取り組みに加えて、長期的に継続できる取り組みを模索中である。	コロナ禍において中止していた行事について、少しずつ再開する動きがみられる。また、授業において、むかしあそびを地域の方から教えていただく取り組みも実施することができた。	地域との交流を行う際の連絡、調整等の時間の確保が難しい。	継続	学校行事の機会に地区の実態に合った交流を行う。	学校教育課	
	⑤職業体験機会の充実	在学中から職業意識を啓発するため、学校と市内の企業等の協力・連携の下に、中学生等の職業体験の機会を設けます。	B	中学生が職業について考える機会の確保、人間としての優しさの育成、社会の規律・マナーの学習をねらいとして、キャリア・パスポートの活用を実施している。	自己の将来とのつながりを見通しながら、職業的自立に向けて必要な資質・能力が身に付けられるよう、キャリア教育の充実を図ることができた。	事業所の負担軽減や、生徒の健康面・安全面を考慮した、実施時期の検討が必要である。	継続	中学校2年生を対象として、地域における職業体験を実施する。また、事業所の負担軽減を考慮した実施方法について市社会体験推進協議会をとおして検討していく。	学校教育課	
	⑥学習機会の拡充	小学生から高齢者まで、幅広く、より多くの方が参加できる講座や各種教室を開催します。	B	親子休日チャレンジ講座を、毎年7講座実施している。	親子休日チャレンジ講座は親子のふれあいの機会となり、好評を得ている。	新しい講座を開設するには、それなりの予算が必要になる。	継続	参加者の増加、親子で取り組む魅力ある講座内容の更なる充実を目指す。	生涯学習課	
	⑦指導者の確保・養成	地域住民(PTA・シニアクラブ等)の協力を得ながら、子どもの遊び支援やスポーツ活動等の指導を担う人材の確保・育成に努めます。	E	未実施	無し	具体的なコーディネートが誰が行うか不明	継続	当該施策のコーディネーターの調整を誰が行っていくか検討することに努める。	高齢者支援課	
			E	未実施	無し	具体的なコーディネートが誰が行うか不明	継続	当該施策のコーディネーターの調整を誰が行っていくか検討することに努める。	生涯学習課	
	⑧ジュニアリーダーの育成支援	子ども会行事の実施にあたり、中心となって企画を進めるジュニアリーダーの育成を支援し、活動の充実・発展を促進します。	B	ジュニアリーダー初級講座、SJCの活動、市子連行・東総子連行の運営	初級講座を通じて、SJCメンバーがリーダーシップをもってジュニアリーダー候補生と交流し、有意義な活動ができた。それに伴い、SJCメンバーにあこがれをもつ候補生もいる。	SJC活動の見直し(社会貢献活動など)子ども会行事の自主的な運営、SJCメンバーの減少	継続	ジュニアリーダーの育成とメンバーの増加、SJCの活動周知と新しい取り組みの実践、各子ども会行事を育成連絡協議会が中心となり、企画・運営できるようにする。	生涯学習課	
	⑨青少年相談員活動の推進	より複雑さを増す青少年を取り巻く社会環境の改善を図るため、青少年相談員活動を通じて青少年の非行・いじめ等の諸問題に取り組めます。	C	少年の日地域のつどいパークゴルフ大会、市民オリエンティング大会、わんぱくドッジボール大会、市ニューススポーツ大会等、数年ぶりに開催することができた。	少年の日地域のつどいパークゴルフ大会は79名の参加、市民オリエンティング大会は106名の参加、わんぱくドッジボール大会は374名の参加、市ニューススポーツ大会は101名の参加があった。	青少年相談員内での温度差。	継続	より多くの子ども達が参加できるよう、事業を遂行するための工夫を青少年相談員全体が知恵を出し合い企画・運営できるようにする。	生涯学習課	
⑩中学生模擬議会の開催	中学生による模擬議会を開催し、中学校社会科「地方自治と住民」の学習内容を、体験を通して理解するとともに、市議会の果たす役割について、中学生が認識を深める機会として行っていきます。	B	今年度より従来通りの形に戻し、幅広く生徒を参加させたことで、地方自治の理解や市議会の運営等について理解を深め、多くの生徒が議会に対する興味を持つことができた。	社会科での学習への理解が深まるとともに、生徒がまちづくりに参加しようとする意識が高まった。	開催時期がテスト期間と近くなり、生徒の負担が大きい。ゆとりをもって開催できる方法や時期の検討が必要である。	継続	質問内容について、引き続き中学生らしさを重視しながら、より一層広い視点から匠市の行政に関心が持てるよう働きかけていく。	学校教育課		
(3) 生きる力を育む環境の整備										
①幼児教育の充実	幼児教育の充実に向けて、幼児教育の情報提供、幼稚園の教育活動及び教育環境の充実、幼稚園や保育所等と小学校との連携を推進します。	B	幼児教育の情報提供や研修会への参加を推奨することで、幼児教育の充実を図った。	幼稚園の教員が研修へ参加することで他園の取組を知り、教育活動に生かすことができた。	今後も研修への参加を呼びかけを積極的に進めていく必要がある。	継続	幼児教育の情報提供を行いながら、園での教育活動に生かせる研修会への参加を推奨していく。	学校教育課		
		B	幼児教育の情報提供や研修会への参加を推奨することで幼児教育の充実を図った。	各保育所の職員が研修へ参加することで他所の取組を知り、保育に生かすことができた。	本取組を継続していくため、研修参加への呼びかけを積極的に進めていく必要がある。	継続	幼児教育の情報提供を行いながら、保育所での保育活動に生かせる研修会への参加を推奨していく。	福祉課		

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	③学力の向上	社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、『学びに向かう力、人間性』『知識及び技能』『思考力、判断力、表現力』の育成を図り、確かな学力の向上に向けた取組を進めます。	B	全国学力・学習状況調査の結果をもとに自校の分析を行い、課題に対する対策を講じるよう依頼した。また、分析するためのツール提供やリーフレット等の情報発信を行った。	分析シートをもとに各学校の実態の把握、児童生徒の学力向上のための方策等を観点を明確にしながる取組を行うことができた。	各学校の状況に応じた課題や学力差に対する手立てについて、継続した取り組みが必要である。定期的な点検を通じ、改善の傾向を把握し、取組後の成果や課題についても継続して分析していきたい。	継続	今後も、各学校が全国学力・学習状況調査の結果分析を基にした取組を進めていけるよう働きかけていく。	学校教育課	
	④信頼される学校づくり	信頼される学校づくりに向けて、地域及び家庭と学校との連携・協力の取組、地域に根ざした特色ある学校づくり、教員一人ひとりの能力や実績等を適正に評価する仕組み、安全な学校施設の整備を推進します。	B	学校評価等を生かして保護者の期待する学校像を捉えるとともに、ホームページの活用により学校からの情報発信を行うなどした。	コロナ禍における制約の多い中でも、感染拡大防止を図りながら入学式・卒業式等の行事を行ったことに対して、保護者から感謝の言葉があった。	学校が地域や家庭のニーズを適切に把握し、教育活動に生かすことができるよう指導・助言に必要な最新の情報を収集し続ける必要がある。	継続	地域や家庭が学校に対して期待すること等を把握し、地域の実態に合った教育活動を進める。	学校教育課	
	⑤スポーツ教室の開催	健やかな身体の育成に向けて、子どもが生涯にわたってスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成するための取組を推進します。	C	誰もが気軽にできるスポーツの普及を図るため各種スポーツ教室を開催した。	15教室を開催した。	教室によって利用者の固定化や減少がみられるため、新規利用者の増加を図る必要がある。	継続	広く周知を行い、継続して、市民が活動しやすい環境を提供していく。	生涯学習課	
	⑥子どもの週末活動等の支援	週末等における子どもの活動支援や地域の教育力を活性化する取組を推進します。親子自然観察会や子ども会の各種行事を通して、子どもたちは他校や異学年の仲間たちとのコミュニケーションを図ったり、大人たちも行事運営の協力等を通して親同士の親睦が図られ、地域で子どもを育てることの大切さを実感できてきています。さらに、親子を対象とした行事を充実させることにより、地域の教育力の向上をめざします。	B	親子自然観察会(全2回・場所や規模を縮小して実施)親子バスレクリエーション、親子クリスマス会(市子連行事)親子休日チャレンジを開催した。	親子で協力して体験したり、創作したりする活動を行うことで、親子のコミュニケーションを図ることができた。また、他校の友達と一緒に体験活動を行うことで、新しい友達ができたという感想も聞かれた。	新しい活動内容の検討	継続	自然観察会の内容の精選、市子連の親子行事では内容を見直し、予算をかけずに行える活動をもっと増やしていきたい。	生涯学習課	
	⑦八匠少年少女発明クラブの支援	八匠少年少女発明クラブの活動を促進し、作品展への出品等を通して創作意欲を高め、ものづくりの喜びや人間関係を深めていくことを支援します。	C	八匠少年少女発明クラブの主体的な活動ができるよう補助金を交付している。	コロナ禍でチャレンジ創造コンテスト等の作品展は中止となったが、活動内容を工夫し意欲的に創作活動をする事ができた。	指導員の確保。	継続	八匠少年少女発明クラブの主体的な活動ができるよう支援していきたい。	生涯学習課	
(4) 家庭や地域の教育力の向上										
	①子ども体験活動情報の発信	良質の自然体験や社会体験に関する情報発信の充実に努めるとともに、一人でも多くの子どもたちが感動を実感できるよう事業を継続します。また、本市の特色等についても積極的に取り上げ、郷土愛を育みます。	C	広報紙やHPなど、学校を通じたチラシの配付などを通じて体験活動の情報を発信した。	新規に参加者を増やすことができた。	参加者が興味を引くような企画を検討する。	継続	各種イベントの情報発信	生涯学習課	
	②青少年健全育成活動の推進	次世代を担う青少年が社会性や幅広い視野を身に付け、心身ともに健やかに成長できるように、通学合宿事業やスポーツ活動、各種行事等の青少年健全育成活動を推進しています。	C	通学合宿事業を行った。市内小中学校あてに青少年健全育成に係るリーフレットの配布し、周知を図った。	市全体の事業はできなかったが、来年度は創意工夫した活動を実施したい。	事業数が多いため、児童生徒の引っ張り合いが多い。	継続	事業を遂行するための知恵を出しあい、良い企画・運営できるようにする。	生涯学習課	
	③地域の教育資源の開放	地域住民のスポーツ活動の場として、今後も学校体育施設の開放を行います。	C	市内小中学校(計13校)の体育施設の開放を行った。	計83団体が利用	学校によっては、多少の利用時間の空きがみられる。	継続	スポーツ活動の場として学校体育施設の開放事業を実施する。	生涯学習課	
	④地域人材の教育現場への登用	地域住民の豊かな知識や技術にふれあうことができるよう地域の人材の登用を行います。	B	各学校において、保護者を含めた地域の方を講師として招き、授業を行うなどの取組を行った。	地域の方の専門的な知識や技術に触れることで、児童生徒の学習が効果的に進められ、児童生徒の学習意欲の醸成につながった。	学校が必要とする人材を確保するための情報が少なく、幅広い人材活用には至っていない。	継続	地域の人材の発掘をし、積極的に教育への登用を行う。	学校教育課	
	⑤メディアの影響についての学習会の開催	テレビが幼児に与える影響や、携帯電話やインターネットが小・中学生に与える影響等を研究するための学習会等の開催を推進します。	B	情報モラルや情報リテラシーについて、道徳や技術等の学習を通して児童生徒に指導するとともに、携帯電話の危険性について注意喚起した文書を発出し、保護者への啓発に努めた。	各教科、領域の指導計画へ位置づけ、発達段階に応じた情報モラル・情報リテラシーの指導ができています。	教員の情報に関する研修や、ICTをより効果的に活用した授業実施に向けた研修の更なる充実が必要である。児童生徒の携帯電話の所持の増加に伴い、ネットトラブルも増加している。	継続	1人1台端末の活用方法や、市ICT支援員等による研修等について、実際に情報端末の運用をしながらさらに工夫・改善していく。	学校教育課	
			A	家庭教育学級の保護者向けの人権講座に参加した。SNSを通じての被害防止について指導・啓発をした。	保護者が子どもの発達段階に応じて、インターネット利用を適切に管理することへの意識を高めることができた。	成果と課題を踏まえての継続指導とともに、新入学児童の保護者に対する指導・啓発を確実に実施する。	継続	学校教育課と連携しながら子どもと保護者双方のメディアとの関わりについて実態把握に努める。	生涯学習課	

事業評価シート

施策体系	具体施策	施策内容	令和5年度の実績				令和6年度の方針		所管	備考
			評価	取組んだ内容	成果 (※必要に応じて、施策に係る具体的な内容[数値等]を記載)	課題	方針	取組内容		
	⑥家庭教育支援の推進	家庭や子育てについての学習を通して様々な課題に対応できる親としての教育力を高め、併せて相互の交流や情報交換を図ることも目的として家庭教育学級の運営を支援します。	B	地域人材の活用を図りながら親子のふれあい、子どもを中心に据えた親同士の交流、情報交換が図られた。	前例にとられない主体的学習が促進され、学級生相互の交流が深まった。	各役員においては意識高く積極的な活動が展開されたが、さらに広く家庭教育向上の意義が理解されるような確かな支援に努める。	継続	学級ごとに活動テーマを設定し、役員を中心とした主体的活動により学ぶ意欲を高め、仲間づくりが進展するよう情報提供や相談活動等を充実させる。	生涯学習課	

全体評価 【具体施策数:157項目】 ※重複施策あり	A	7 項目
	B	120 項目
	C	22 項目
	D	3 項目
	E	5 項目
計		157 項目

新規施策(子ども子育てに関する新たな取組み、施策を記入ください。)

	具体施策/取組み	施策内容
1	福祉課と健康管理課の情報連携	伴走型相談支援にシステムを導入し個別ケースの情報を一括で管理できるようにした。
2	出産・子育て応援給付金の給付	伴走型相談支援に加え経済的支援として、妊婦に5万円、子供一人に対し養育者に5万円を給付した。
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		